聖 監 第 35 号 令和5年8月30日

聖籠町上下水道事業 聖籠町長 西脇 道夫 様

聖籠町監査委員 小林 勝治

聖籠町監査委員 田中 智之

令和4年度聖籠町水道事業の決算に係る審査結果及び意見書の提出について

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和4年度聖籠町水道事業の決算及び同条第1項の書類について、別紙のとおり審査結果及び意見書を提出します。

令和4年度聖籠町水道事業の決算に係る審査結果及び意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された令和4年度聖籠町水道事業の決算に係る事業報告書、決算報告書、財務諸表及び附属明細書(以下「事業報告書等」という。)並びに証書類等について、次のとおり審査結果及び意見を付する。

記

- 1 審査の対象 事業報告書等及び証書類等
- 2 審査の期日 令和5年7月20日(木)
- 3 審查場所 聖籠町役場監查委員室

4 審査の実施内容

事業報告書等の記載事項が法令に適合し、かつ正確であるか証書類等によって確認するとともに、必要に応じ関係職員から説明を聴取する等により審査を実施した。

5 審査の結果

地方公営企業法に基づき、決算に係る事業報告書等の審査を行った結果、当該業報告書等は令和4年度の財産及び損益の状況を全ての重要な点において法令、規程、会計慣行等に基づき適正に表示しているものと認める。

また、事業に係る経営管理についても、法令に適合し、適正に運営されているものと認める。

なお、以下の事項について意見を付する(金額は単位未満切捨てにより表示)。

(1) 財政の健全化について

令和 4 年度損益計算書によると、純損失は 21,398 千円となっている。営業収益 250,196 千円から営業費用 285,695 千円を控除した営業損失が 35,498 千円となっており、この損失を営業外収益として水道加入金 2,895 千円、長期前受金戻入 14,132 千円などにより営業損失を補填しても 21,395 千円の経常損失となっている。また、未処理欠損金が令和 4 年度末で 445,008 千円と多額である。

収支のうち、資本的収支をみると、収入として企業債発行 24,000 千円、支出としては、配水管工事費等 46,997 千円、企業債償還金 40,084 千円等支出合計 87,081 千円となっており、収入から支出を控除すると 63,081 千円の不足が生じている。また、令和 4 年度末の企業債未償還残高は 314,648 千円と多額となっており、下水道事業と同様に将来的には設備の更新費用が増大することが予想され財政面での課題は残る。

現状の財政状況に鑑み、引き続き本業である営業利益の増益に努め、安全面 に配慮した資金運用などにより、収益の増加策に取り組まれたい。

(2) 事業の健全化、効率化について

事業の健全化、効率化等を示す経営指標は、有収率 89.73% (5 次総合計画目標値 90%、前年度比 0.8 ポイント減)、経常収支率 92.59% (目標 100%以上、前年度比 11.68 ポイント減)、料金回収率 87.23% (目標 100%以上、前年度比 8.60 ポイント減)、有形固定資産減価償却率 (低数値ほど良、前年度比 1.69 ポイント増加)など前年度を下回る指標があり厳しい状況となっている。引き続き、目標数値等になるよう効率的な事業活動、計画的な配水管更新工事の実施に努められたい。

以上